

令和 4 年 6 月 30 日

（名称）稲美町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>稲美町内には鉄道が走っておらず、車を運転できない高齢者等にとってバスや一般のタクシーは欠かすことのできない公共交通機関となっている。しかしながら、人口の減少と自家用車の普及で利用者は減少し、減便などに伴う利用環境の悪化が進んでいる。</p> <p>また、現在のバス路線は基本的に各集落から駅へと向かうため、日常生活に必要不可欠な役場及び周辺の比較的商業施設の多い場所へのアクセスは不十分であり、特に母里地区及び天満南地区については、役場周辺への交通手段が確保されていないという現状である。</p> <p>上記のような背景を踏まえ、日常生活においての移動を確保するため、地域内フィーダー系統としてデマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を維持することが必要であると考え、本計画を策定する。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>1日あたりの利用者数を15人以上とし、1か月の平均利用者数を305人以上とする。</p>
<p>$(1 \text{ 年間の利用者数 } (3,660 \text{ 人}) \div 1 \text{ 年間の運行日数 } (244 \text{ 日}) = 15 \text{ 人})$</p>
（2）事業の効果
<p>稲美町デマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を運行することにより、町内全域の高齢者をはじめとした、交通弱者の買い物や通院といった日常生活に必要不可欠な移動の確保を図る。</p> <p>また、路線バスの停留所に接続するだけでなく、路線の起点となるバス停に無料で接続するなどの路線バスの利用促進を図ることで、既存の公共交通との補完関係を構築し、接続可能な公共交通体系の確保を図る。</p> <p>さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の代表者による利用促進委員会を設置し、直近の利用状況の共有を図るとともに、利用促進委員会の委員である、民生委員・児童委員やシニアクラブ連合会などを通じ、本当に移動に困っている人へダイレクトに制度の周知を図ることで、行政では行き届かないきめ細やか利用促進を図る。 ・路線の起点となるバス停を無料乗降ポイントとして設定するなど、路線バスの利用者の利便性向上を図る。 ・シニアクラブ連合会等の会合に赴き、制度説明や利用方法等の講座を設け利用促進を図る。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>稲美町地域公共交通活性化協議会から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
委託事業者の毎月の実績報告により、利用者数や収支、運行台数等の実態を評価。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月21日～28日（第1回（書面会議）） 稲美町地域公共交通活性化協議会の令和4年度予算（案）について ・ 令和4年6月23日（第2回） 令和3年度の決算報告 あいのりいなみの利用状況について 地域内フィーダー系統補助の申請について バス路線について
19. 利用者等の意見の反映状況
・ 稲美町デマンド型乗合タクシー利用促進委員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

(所 属) 経営政策部企画課

(氏 名) 嶋村 誠也

(電 話) 079-492-9130

(e-mail) kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当

資料 4

該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るよう
して下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出
される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。